

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

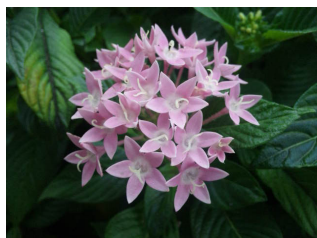
① 母親だけの責任？

大阪市西区の二児置き去り事件で大阪地裁は3月16日、二児の母親に対し、有期刑の上限である懲役30年を言い渡しました。事件が投げかけている問題は、母親自身の責任ばかりでなく、その生育環境・若年結婚～出産の過程、家族・近隣の人間関係の希薄化、世間の他者への無関心など、数多くあるようです。

「子どもを愛する気持ちがあれば育児はできる、育てられないのは親の愛情が足りないからだ」と、母親を責めることは簡単でしょうが、子育てには愛情だけでは足りず、親の体力・精神力、時間的・経済的ゆとり、「子どもが第一」と考える生活を送れるかどうか…など、いくつかの条件があります。

子どもが生まれてすぐはまちがいなくあったはずの「子どもをいつくしむ心」はなぜ薄れてしまったのでしょうか？育児に体がついて行かない、自分の時間が持てない、将来のことを考えるのがつらい、目の前の安らぎが欲しい……。もしも、身近に協力者がいれば、救われたかもしれないことばかりです。

判決の中で裁判長も「離婚の際に元夫と子どもの将来を第一に考えた話し合いが行われておらず、被告一人を非難するのはいささか酷だ」と述べています。



現に子どもを育てている人、過去に育てた経験のある人であれば、「もしも夫と離婚せずにすんでいたなら」、「離婚したあと元夫が子どもたちにもっと関わっていたなら」など、置き去りを未然に防げた可能性について考えずにはられません。

さらに、「夫婦は離婚しても、親には子どもを育てる責任があるのに・・・」と、父親の責任が問われないことに疑問、義憤を感じる人もおられるでしょう。

① 父親の関わりは期待できないのか？

離婚する時には、父母のどちらかを親権者に決めねばなりません。各種の集計結果は母親が親権者兼監護者となる比率が高いことを示しています（監護者＝子どもと同居し、子どもを守り育てる人）。少数ですが、親権者・監護者を別々に定めるケースもあります（親権者を父とし監護者を母とする、など）。

* 母親を親権者兼監護者とする場合の父親の考えを集約すると、



「母親といっしょに暮らすのが子どもにとって幸せだ」、
「子どもは母親の方について行きたがっている」、
「子どもは母親が育てるのが当然だ」（男にはムリだ）、
「子育てのために仕事をやめることはできない」、
「妻の実家で面倒を見てもらえるだろう」・・・。

離婚にはトラブルがつきものですから、妻はできるだけ元夫との関係を持ちたくありません。元夫が父親として養育費を払うのは当然だ、との考えはありながら、払いたがらない相手に催促の連絡をしたり、交渉のために顔を合わせたりしたくないというのが本音でしょう。元夫と余計な関係を持つぐらいなら、母子の暮らしに経済的ゆとりがなくとも自力で子どもを育てる道を選びます。

離婚の時に強制執行を認める公正証書を作成していたり、調停～裁判で養育費の支払を命じられていたり、といった条件が整っている場合でも、「手続」は本人がしなければならぬという煩わしさが強制執行の妨げになっています。

すでに欧米諸国では当たり前になっている、国あるいは司法機関が養育費の取立てを援助・代行するという制度、それ以前に、離婚には全て裁判所が関与して養育費・財産分与など離婚の条件を定める制度、の導入が望まれます。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com

平成 22 年度の司法統計によると、裁判所の扱った未成年の子どもの親権者を定める調停又は審判事件は総数 21,644 件で、

父を親権者と定めたもの 2,282 件（うち母が監護者 161 件）、

母を親権者と定めたもの 19,991 件（うち父が監護者 18 件）です。

複数の子どものいる場合、親権者を父と母に分けて定めるケースもあります。